

【要配慮者（障がい者）の「災害時における日頃からの備え」について】

1 肢体不自由の障がい者

- ・車椅子などの移動器具を使用している場合は、転倒した家具の下敷きにならないように移動空間を確保しておきます。
- ・移動器具が確保できない場合や壊れた場合を想定し、「おぶいひも」を用意しておきます。
- ・自宅の出入口や避難経路を再確認して、障害物などがある場合は取り除いておくようにします。
- ・避難しやすいように、なるべく2階以上の部屋を避け、出入口に近い部屋で生活することも必要です。
- ・普段使用している薬や装具の使用法等を、手帳などに記入し用意しておきます。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

2 内部機能（心臓・腎臓・呼吸器など）の障がい者

- ・普段使用している薬や装具の使用法、かかりつけの医療機関や医療条件等を手帳などに記入し用意しておきます。
- ・人工透析を受けている方で、医療機関が発行した「透析情報カード」がある場合は、常に携帯しておきます。
- ・人工呼吸器を装着している方は、停電に備え非常用外部バッテリーや発電機を準備しておきます。
- ・人工透析など医療的な処置が必要な方は、通院できなくなった場合の対処や専用食の備えについて、かかりつけの医療機関にあらかじめ確認しておきます。

3 視覚障がい者

- ・災害などの情報をすぐに入手できるように、携帯用ラジオを身近なところに用意しておきます。
- ・白い杖は、常に手の届くところに置いておきます。
- ・家族やホームヘルパーなどの方に避難経路の再確認をしてもらい、障害物などがある場合は取り除いておくようにします。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

4 聴覚障がい者

- ・筆談用のメモ用紙や筆記用具を、常に携帯しておきます。
- ・情報を入手できるように、携帯電話やパソコンの電子メールを利用します。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

5 知的障がい者

- ・家族等の方は、災害時の行動や、ブロック塀など外での危険な場所について、繰り返して話しておきます。
- ・自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や、普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにします。
- ・障害の状態に応じた支援が特に必要なことから、家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどについて、地域の関係者と積極的に話し合っておく必要があります。

6 精神障がい者

- ・必要に応じて自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や、普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにします。
- ・障害の状態に応じた支援が必要なことから、家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどについて、地域の関係者と積極的に話し合っておく必要があります。

【問い合わせ先】

甲府市役所障がい福祉課：TEL055-237-5240、FAX055-237-5299